

千葉市地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)に基づく交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、千葉市地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)に即して、JR/京成稲毛周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) JR稲毛駅東口駅前広場から穴川三丁目交差点までの道路の区間

市道 小仲台26号線(JR稲毛駅東口駅前広場から稲毛東3丁目4番地先まで)

県道 稲毛停車場穴川線(稲毛東3丁目4番地先から園生十字路交差点まで)

県道 穴川天戸線(園生十字路交差点から穴川三丁目交差点まで)

(2) モノレール穴川駅から稲毛区役所までの道路の区間

国道126号(モノレール穴川駅から穴川三丁目交差点まで)

(都) 3・4・33新港横戸町線(穴川三丁目交差点から稲毛区役所まで)

(3) JR稲毛駅東口駅前広場から稲毛保健福祉センターまでの道路の区間

市道 小仲台30号線(JR稲毛駅東口駅前広場から小仲台2丁目6番地先まで)

市道 幕張町弁天町線(小仲台2丁目6番地先から穴川4丁目1番地先まで)

(都) 3・4・33新港横戸町線(穴川4丁目1番地先から稲毛保健福祉センターまで)

(4) 小仲台2丁目5番地先からマルエツ前までの道路の区間

市道 幕張町弁天町線(小仲台2丁目5番地先からマルエツ前まで)

(5) 稲毛東3丁目15番地先から稲毛東3丁目9番地先までの道路の区間

市道 稲毛東40号線(稲毛東3丁目15番地先から稲毛東3丁目9番地先まで)

(6) 稲毛東3丁目8番地先から稲毛3丁目4番地先までの道路の区間

県道 稲毛停車場穴川線(稲毛東3丁目8番地先から稲毛東3丁目6番地先まで)

県道 稲毛停車場稲毛海岸線(稲毛東3丁目6番地先から稲毛3丁目4番地先まで)

2 交通安全特定事業の内容

(1) 既設信号機のバリアフリー化(整備済み)

(2) 視覚障害者用付加装置が設置された横断箇所の必要な箇所にエスコートゾーンを設置(随時実施)

(3) 道路横断箇所の標識標示等の補修(随時実施)

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、障害者等からの意見聴取

あらゆる機会を通じて高齢者・障害者等のニーズを把握し、利用実態に応じた交通

安全施設を整備する。

(2) 関係機関との連携

高齢者、障害者等の利用実態に応じて、関係機関と連携しながら事業内容を選択していく。

(3) 周辺の交通規制等の整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を考慮し、歩行者の動線を調査した上で、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を適宜調査し、検討する。